

# 令和7年度 保育園利用案内

令和6年11月発行

保育園に入園される前に、必ずお読みください。保育園を利用するうえでの重要事項を記載しています。入園後にもご活用ください。

- 1 保育所とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 ページ
- 2 町内の施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 ページ
- 3 教育・保育給付認定について・・・・・・・・・・1～2 ページ
  - (1)認定区分について
  - (2)保育の必要量（利用時間）について
  - (3)保育の必要性と認定
  - (4)認定事由（保育を必要とする理由）と保育の必要量（利用時間）の区分
- 4 延長保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 ページ
- 5 土曜日の利用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 ページ
- 6 幼児教育・保育の無償化・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 ページ
- 7 保育料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 ページ
- 8 ならし保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 ページ
- 9 給食について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 ページ
- 10 認定内容の変更手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 ページ
- 11 特別利用保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6～7 ページ
- 12 第3号認定子どもにかかる利用者負担額保育料表・・・・・・・・8 ページ



松野町役場 町民課 児童福祉係

〒798-2192 松野町大字松丸 343 番地

TEL 0895-42-1113 開庁時間(平日 8:30～17:15)

## 保育施設利用にあたってのお願い

平成 27 年度から始まりました、「子ども・子育て支援新制度」は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、幼児期の教育や地域の子ども・子育て支援を総合的にすすめることを目指しています。

このため、保護者の皆様方に次の 2 点につきまして、特にお願い申し上げます。

- 1 勤務等の時間帯に合わせて、保育施設をご利用いただくこと。
- 2 土曜日等で仕事がお休みの場合など、保護者のどちらかがご家庭で保育の時間を確保できる場合には、家族でお子様と一緒に過ごす貴重な時間をもつていただくこと。

新制度での取り組みと考え方についてご理解いただき、保育施設が安心安全で、円滑な運営ができますよう、ご協力をお願いいたします。

### 1 保育所とは

保育を必要とする乳幼児を、日々保護者に代わって保育することを目的とする施設で、児童福祉法に基づく「児童福祉施設」の一つです。

入園には、保育を必要とする事由に該当することが要件となります。

### 2 町内の施設

令和元年 4 月より、松丸保育園と吉野生保育園を統合し、虹の森まつの保育園としてスタートしました。

子育て支援拠点事業「つくしんぼ」を併設し、保育園を利用していない子どもとその保護者の方が集える施設となっています。

| 施設名       | 定員   | 住 所         | 電話番号         | 入園可能月齢         |
|-----------|------|-------------|--------------|----------------|
| 虹の森まつの保育園 | 80 名 | 松丸 166 番地 1 | 0895-42-0204 | 満 6 か月になった翌月以降 |

### 3 教育・保育給付認定について

#### (1) 認定区分について

子どもの年齢と保育の必要性の有無によって認定区分が決まります。

| 認定区分 | 対象年齢     | 保育の必要性     |              | 利用できる施設                      |
|------|----------|------------|--------------|------------------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上就学前 | なし<br>(教育) | 教育標準時間       | 幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）、特別利用保育     |
| 2号認定 | 満3歳以上就学前 | あり         | 保育標準時間       | 認可保育園、認定こども園（保育部分）           |
| 3号認定 | 満3歳未満    | あり         | または<br>保育短時間 | 認可保育園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育 |

※ 3号から2号への変更は、町が職権で行うため、手続きの必要はありません。

## (2)保育の必要量（利用時間）について

利用時間は、おおむね8時間が基本です。しかし、実際の利用時間は、就労時間や通勤時間を考慮して認定した「保育必要量の区分」の範囲内で、実際の勤務状況などを確認のうえで決定します。

ただし、お子さんの育成上の配慮の観点から短時間での利用が望ましい場合もあります。

| 保育必要量の区分 | 要件                      | 保育時間                      |
|----------|-------------------------|---------------------------|
| 保育標準時間   | 保護者の就労時間が月120時間以上       | 最長11時間<br>(7時30分から18時30分) |
| 保育短時間    | 保護者の就労時間が月48時間以上120時間未満 | 最長8時間<br>(8時から16時)        |
| 教育標準時間   | 就労等保育を必要とする事由は不要        | 最長5.5時間<br>(8時30分から14時)   |

## (3)保育の必要性と認定

保育の利用は、保育の必要性が認められる場合に限られます。

保護者が下記のいずれかに該当することにより、保育の必要性が認められます。

|   |
|---|
| ○就労（月48時間以上）                            |
| ○妊娠・出産                                  |
| ○保護者の疾病、障害                              |
| ○同居親族等の介護・看護                            |
| ○災害復旧                                   |
| ○求職活動                                   |
| ○就学・職業訓練                                |
| ○虐待やDVのおそれがあること                         |
| ○育児休業取得時にすでに保育園利用している子どもがいて継続利用が必要であること |

※集団生活を経験させたい等の理由では保育の利用はできません。

## (4)認定事由（保育を必要とする理由）と保育の必要量（利用時間）の区分

保育の必要性の認定で2号または3号認定を受けた方は、保育の必要量に応じて以下のいずれかの区分に認定します。この区分は、保護者の就労等の程度に応じて、利用可能な最大時間を設定するものです。

| 保育必要量の区分           | 就労      | 妊娠出産    | 疾病障害 | 介護看護 | 災害復旧 | 求職活動 | 就学      | 育児休業 |
|--------------------|---------|---------|------|------|------|------|---------|------|
| 保育標準時間<br>1日最大11時間 | △<br>※1 | △<br>※3 | ○    | ○    | ○    | ×    | △<br>※1 | ×    |
| 保育短時間<br>1日最大8時間   | △<br>※2 | △<br>※3 | ○    | ○    | ○    | ○    | △<br>※2 | ○    |

※1 保護者の就労時間（就学時間）が月120時間以上

※2 保護者の就労時間（就学時間）が月48時間以上120時間未満

※3 原則、産前・産後各2ヶ月間は標準時間、それ以外は短時間に区分されます。



#### 4 延長保育

保育短時間の認定を受けた方で、8時から16時以外に保育園を利用する場合は、延長保育となります。延長保育料は子ども1人につき、1回200円です。翌月に1ヶ月分をまとめて現金でお支払いいただきます。

ただし、松野町では16時まで勤務パートタイム勤務の方の猶予時間として、7時30分から8時、16時から16時30分の間は延長保育料を免除しています。

※延長保育料は無償化の対象外です。

※利用する月の前月の中旬までに「延長保育兼土曜保育利用予定表」の提出が必要です。

|               |          |          |       |             |       |
|---------------|----------|----------|-------|-------------|-------|
| <b>【延長保育】</b> |          |          |       |             |       |
|               | 7:30     |          |       | 18:30       |       |
| 標準時間          | 利用可能な時間帯 |          |       |             |       |
| 短時間           | 延長保育     | 利用可能な時間帯 | 延長保育  | 延長保育 (200円) |       |
|               | 7:30     | 8:00     | 16:00 | 16:30       | 18:30 |

#### 5 土曜日の利用について

土曜日の利用は、本当に保育が必要な方を優先して受入れを行います。

平日と同様、保護者の方（両親とも）が勤務の場合にお預かりいたします。保護者のどちらかが勤務がお休みの場合は、保育園の利用はお控えいただきますようご協力をお願いします。

ただし、残業や急な出勤など、やむを得ない事情がある場合は、柔軟に対応しますので保育園に御相談ください。

※利用する月の前月の中旬までに「延長保育兼土曜保育利用予定表」の提出が必要です。

#### 6 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートし、下記の方は保育料が無償になっています。

##### ◆対象児童

① 3～5歳児クラスの全世帯の児童

② 0～2歳クラスの住民税非課税世帯の児童

※年度途中で満3歳になっても無償化の対象ではありません。対象年度の4月1日時点の年齢で算定します。

##### ◆無償化の範囲

月額保育料が全額無償となります。※延長保育料は対象外です。

なお、幼児教育・保育の無償化の範囲に関する国の考え方は、給食費を保護者の実費負担とする取扱いに改められましたが、松野町の保育園においては、給食費（主食・副食）の実費徴収は行っておりません。町内産のお米を使用し、地産地消に努めている他、1ヶ月4,700円あたりの副食費を免除することで、子育て世帯の支援に取り組んでいます。

※現在、松野町に認可外保育施設（一時預かり等）はありませんが、町外の施設を利用する場合、条件により利用料が無償化の対象となります。必ず利用前に保育の必要性の認定を受ける必要がありますので、役場町民課までご相談ください。

### 7 保育料

平成 28 年度から、少子化対策の取組として国の減免基準をさらに拡大し、養育している子どもの 1 人目と 2 人目の保育料を基準額の半額、3 人目以降については無料としています。

さらに、令和元年 10 月から、幼児教育・保育の無償化 3 歳～5 歳児クラスの子どもと、0 歳～2 歳児クラスのうち、住民税非課税世帯の子どもの保育料が無償になりました。

※年度途中で 3 号から 2 号に変更になった場合でも、3 歳の誕生日を迎えた年の年度末までは、保育料がかかります。

※4 月 1 日現在の年齢で保育料を算定します。

#### ◆保育料の支払

- (1) 保育料の納付は口座振替が原則です。 口座振替の登録は金融機関での手続きが必要です。
- (2) 保育料の口座振替日は 毎月 25 日 です。振替日が土・日・祝日の場合は、翌日になります。
- (3) 保育料は月額です。月途中に入退所した場合でも、日割り計算はしません。
- (4) 保育料を滞納すると、児童手当から直接徴収する 場合もあります。

#### ◆保育料の判定

- (1) 保育料は各家庭（父母合算）の住民税の所得割額等により決定します。
- (2) 金額の決定は年 2 回行います。その際、住民税額の確認作業を行います。4 月～8 月分は前年度の住民税、9 月～3 月分は現年度の住民税により決定します。
- (3) 保育料を決めるための書類の提出がない場合、または 住民税未申告の場合、最高額の保育料とさせていただきます。
- (4) 父母共に住民税が非課税かつ父母の収入が生活保護の基準を下回る場合、同居の親族（お子さんの祖父母、曾祖父母または兄弟）の内で最多収入者を家計の主宰者と認定し、その方の課税状況を含め保育料を決定します。

|                      |     |     |     |     |     |                      |      |      |     |     |     |
|----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|----------------------|------|------|-----|-----|-----|
| 4 月                  | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月                 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 |
| 令和 6 年度の市町村民税額による保育料 |     |     |     |     |     | 令和 7 年度の市町村民税額による保育料 |      |      |     |     |     |

### 8 ならし保育

お子さんの負担を軽減するため、お子さんが保育園での生活に慣れるまでは短い時間（午前中の数時間）での保育を行い、徐々に保育時間を長くしていきます。ならし期間は、お子さんにより個人差がありますが、おおむね 1 か月未満です。詳しくは保育園とご相談ください。

### 9 給食について

松野町においては、全年齢の子どもにかかる給食費（主食費・副食費）の実費徴収は おこなっておりません。

新型コロナウイルス感染症や不慮の事態で給食が提供できない場合は、お弁当の持参をお願いする場合がありますのでご承知おきいただきますようお願いいたします。



## 10 認定内容の変更手続き

家庭状況の変更（住所・世帯構成・仕事等）が変わった場合は、早急に必要書類を提出してください。特に、勤務内容の変更や仕事を辞めた場合、出産等で入所当初と状況が変わったときは、早急に保育園または役場町民課へ連絡してください。

なお、認定事由と保育必要量の区分は、さかのぼって変更することはできません。変更を希望する月の前月までに、教育・保育給付認定（変更）申請書の提出が必要です。

| 変更等の内容  | 必要書類   |
|---|--|
| 世帯構成に変更があった場合   | 「変更申請書」（住民票の手続き後）                              |
| 住所の変更があった場合   | 「変更申請書」（住民票の手続き後）                              |
| 松野町外へ転出した場合<br>※町外へ転出した場合、現在入所中の施設は退所となります。引き続き、同じ施設への入所を希望する場合は、転出先の住所地での手続きが必要となりますので、早めにご連絡ください。 | 「退所届」  |
| <b>現在の就労状況に変更があった場合</b><br>・勤務先が変わった。<br>・就労日数・就労時間を変更した。<br>・求職中だったが勤務を開始した。                       | 「変更申請書」および「就労証明書」                              |
| <b>勤務先を退職した場合</b>   | 「変更申請書」および「退職日がわかるもの」<br>※求職活動に認定変更する場合はその確認書類 |
| <b>産前産後休業・育児休業を新たに取得することになった場合</b><br>・産前産後休業・育児休業期間を延長した。<br>・育児休業を終え、職場に復帰することになった。               | 「変更申請書」および「就労証明書」                              |
| 年度途中で住民税の申告（修正を含む）をした場合<br>※保育料が変更される場合があります。   | 「変更申請書」※基準日に松野町外に住んでいた方は、住民税課税証明書（変更後のもの）      |

### ◆保育の必要性を証明する書類

| 保育を必要とする事由            |                         | 必要書類                       |
|-----------------------|-------------------------|----------------------------|
| ① 就労<br>※月 48 時間以上の就労 | 会社等に勤めている方              | 就労証明書<br>(標準的な様式)          |
|                       | 自営業の方<br>※民生委員の証明が必要です。 | 就労証明書<br>(自営業・農業・雇用主が親族の方) |
|                       | 農業の方<br>※民生委員の証明が必要です。  | 就労証明書<br>(自営業・農業・雇用主が親族の方) |

| 保育を必要とする理由                             |  | 必要書類                            |
|--|--|---------------------------------|
| ② 妊娠中または出産                             | 出産予定月の前3か月から、出産した子どもが1歳に達する月の末日まで入園可<br>※ 出産した子どもでなく上の子どもの入園 | 出産申立書<br>母子手帳                   |
| ③ 疾病もしくは身体に障がいを持っている                   |  | 疾病等申立書<br>診断書                   |
| ④ 同居または長期入院している親族を常時介護・看護している          |  | 介護（看護）申立書<br>診断書、身障手帳等          |
| ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっている             |  | 災害復旧申立書<br>被災証明等                |
| ⑥ 求職活動                                 | 入園期間は90日が上限  | 求職申立書<br>ハローワーク登録証<br>等活動がわかるもの |
| ⑦ 就学                                   |  | 就学申立書<br>在学証明書                  |
| ⑧ 虐待やDVのおそれがある                         |  | 虐待・DV申立書                        |
| ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である | 出産した子どもが1歳に達する月の末日まで入園可<br>※ 出産した子どもでなく上の子どもの入園              | 就労証明書                           |

## 11 特別利用保育

地域に幼稚園等がないために、施設の利用ができない1号（教育）認定のお子さんが、地域の保育園を特別に利用することができる制度です。

2号・3号認定と異なり、保護者の就労等の保育を必要とする要件は必要ありません。

### ◆利用対象児童

松野町に在住の3歳児から5歳児のお子さんで、年少・年中・年長クラスの利用になります。

※4月1日時点で3歳以上であること。

### ◆保育時間

8時30分から14時00分までです。園行事の場合を除き、土・日曜日は休みです。

学校と同様に長期休暇がありますが、虹の森まつの保育園では特別に夏季休業期間の利用ができます。

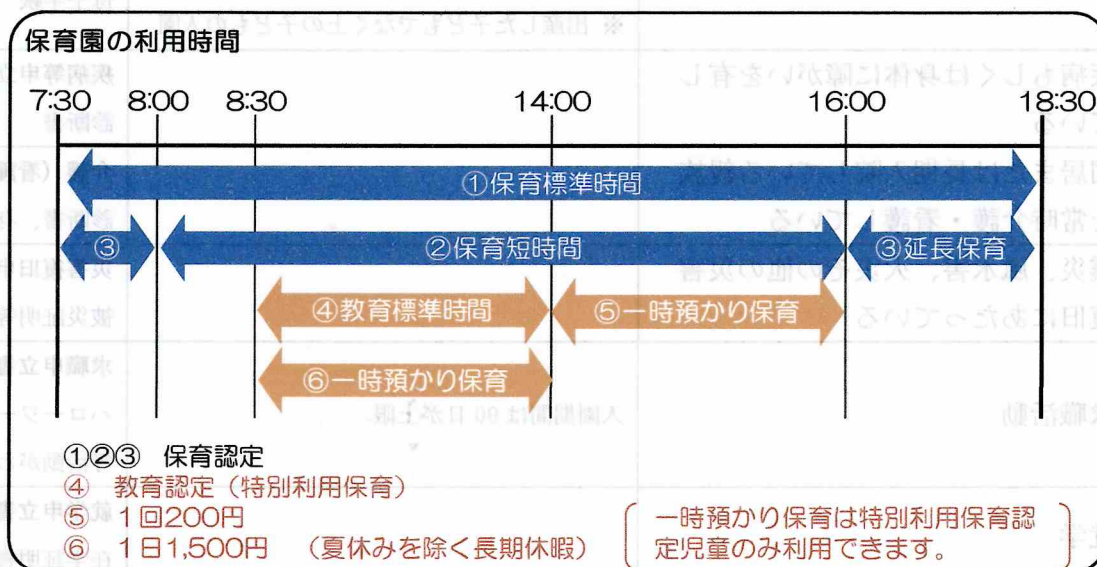
#### ※長期休業日

- ・学年始休業日 …… 4月1日から4月7日まで
- ・夏季休業日 …… 7月21日から8月31日まで
- ・冬季休業日 …… 12月26日から翌年1月7日まで
- ・学年末休業日 …… 3月26日から3月31日まで

◆保育料

幼児教育・保育の無償化の対象となりますので、保育料は無料です。

また、都合（事前の申出）により、14時以降や長期休暇中に利用する場合は、一時預かり保育の利用となり利用料が発生します。



◆給食

給食を提供します。午後のおやつはありません。

※ご了承くださいたい事項

- ① 特別利用保育は、定員に空きがある場合に限りしますので、2号（保育）認定の児童の入所が決まった場合は、退園していただく可能性もあります。
- ② 基本的には就労等により家庭保育に欠ける2号認定とは異なるため、お迎えの時間に頻繁に遅れる場合には、特例により利用をお断りする場合があります。
- ③ 就労、妊娠・出産等、保育の必要性が発生したときは、保育短時間又は標準時間へ認定の変更ができますので、保育園もしくは役場町民課までお申出ください。



12 第3号認定子どもにかかる利用者負担額保育料表

(単位：円)

| 階層区分 | 定義                         | 利用者負担額 (月額) |                 |
|------|----------------------------|-------------|-----------------|
|      |                            | 保育標準時間      | 保育短時間           |
| 第1階層 | 生活保護世帯                     | 0           | 0               |
| 第2階層 | 市町村民税非課税世帯                 | 0           | 0               |
| 第3階層 | 1 均等割課税世帯                  | ひとり親世帯等     | (2,250) 4,500   |
|      |                            | その他世帯       | (6,250) 12,500  |
|      | 3 所得割課税額 5,000円未満          | ひとり親世帯等     | (2,250) 4,500   |
|      |                            | その他世帯       | (6,750) 13,500  |
|      | 5 同上 5,000円以上 48,600円未満    | ひとり親世帯等     | (2,250) 4,500   |
|      |                            | その他世帯       | (7,250) 14,500  |
| 第4階層 | 1 同上 48,600円以上 62,800円未満   | ひとり親世帯等     | (2,250) 4,500   |
|      |                            | その他世帯       | (9,250) 18,500  |
|      | 3 同上 62,800円以上 77,101円未満   | ひとり親世帯等     | (2,250) 4,500   |
|      |                            | その他世帯       | (10,250) 20,500 |
|      | 5 同上 77,101円以上 97,000円未満   |             | (11,250) 22,500 |
| 第5階層 | 1 同上 97,000円以上 115,000円未満  |             | (12,250) 24,500 |
|      | 2 同上 115,000円以上 133,000円未満 |             | (13,750) 27,500 |
|      | 3 同上 133,000円以上 169,000円未満 |             | (15,250) 30,500 |
| 第6階層 | 1 同上 169,000円以上 195,400円未満 |             | (15,750) 31,500 |
|      | 2 同上 195,400円以上 221,800円未満 |             | (16,750) 33,500 |
|      | 3 同上 221,800円以上 248,200円未満 |             | (17,750) 35,500 |
|      | 4 同上 248,200円以上 274,600円未満 |             | (18,750) 37,500 |
|      | 5 同上 274,600円以上 301,000円未満 |             | (19,750) 39,500 |
| 第7階層 | 1 同上 301,000円以上 333,000円未満 |             | (20,750) 41,500 |
|      | 2 同上 333,000円以上 365,000円未満 |             | (21,250) 42,500 |
|      | 3 同上 365,000円以上 397,000円未満 |             | (21,750) 43,500 |
| 第8階層 | 同上 397,000円以上              |             | (22,750) 45,500 |

- 1 保護者が養育する子どもの第1子及び第2子は基準額の半額である ( ) 内の額とし、第3子以降は無料 (0円) とする。ただし、第2階層に属する場合は第2子以降を無料 (0円) とする。
- 2 1のうち、次のいずれかに該当する世帯は、第2子から無料 (0円) とする。また、次のいずれかに該当する世帯が第2階層に属する場合は第1子から無料 (0円) とし、第3階層に属する場合の第1子はひとり親世帯等の欄を適用する。
  - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号) に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
  - (2) 次に掲げる在宅障がい児 (者) のいる世帯
    - ア 身体障害者手帳の交付を受けた者
    - イ 療育手帳の交付を受けた者
    - ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
    - エ 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害基礎年金等の受給者